

第456回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 5 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年12月24日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	忍 田 久 夫		
副事務局長	内 田 和 則		
主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		

## 10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年12月24日第456回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 若 海 玄 平

委 員 竹ノ谷 敏 彦

委 員 田 中 あきえ

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 1 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計 5 件、9 筆、5, 0 1 0 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条

第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計

1 4 件、2 1 筆、3, 6 0 5 . 0 4 m<sup>2</sup>である。農地改良届出に

ついては、合計 3 件、4 筆、1, 9 8 7 m<sup>2</sup>である。農地法施行

規則第 2 9 条第 1 項の規定による農業用施設届出書について

は、合計 1 件、1 筆、9 1 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の規定に

よる許可申請書取下願については、合計 2 件、8 筆、4, 4

8 5 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状

況確認の報告書については、合計 1 件、9 筆、7, 0 3 2 m<sup>2</sup>

である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書

については、合計 9 件、7 1 筆、4 4, 3 6 2 . 2 7 m<sup>2</sup>であ

る。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計

2 2 件、8 0 筆、7 3, 6 8 3 m<sup>2</sup>である。詳細については報

告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定

による決定について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号37番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号37番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号37番は、10筆、8,541㎡で、約10年の使用貸借権設定の申出である。農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。以上のことから、整理番号37番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号37番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号37番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号37番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、先ほど審議した整理番号37番以外は、件数95件、筆数368筆、面積280,386㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号37番以外については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号91番、92番について報告する。12月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は250日、約209アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、農業用自動車1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後の作付けは水稻の予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号37番以外については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満

たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

#### 議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号17番、20番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号17番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号17番は、18筆、14,254㎡で、約10年の使用貸借権設定である。借受人は、現在68歳で、農業従事日数は、年間200日、家族と共に約158アールの農地を耕作している農家である。担い手については、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号17番に

については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号17番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対して、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号17番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

引き続き整理番号20番について審議するため関係委員は退席した。

議長は、整理番号20番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号20番は、11筆、9,287㎡で、約10年の使用貸借権設定である。借受人は、現在74歳で、農業従事日数は、年間150日、家族と共に約159アールの農地を耕作している農家である。担い手については、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号20番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。



議長は、意見がなかったため、整理番号 20 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対して、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号 20 番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号 17 番、20 番以外について、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第 2 号議案は、先ほど審議した整理番号 17 番、20 番以外は件数 40 件、筆数 313 筆、面積 236,047 m<sup>2</sup>について意見照会があった。先ほど第 1 号議案、整理番号 3 番から 89 番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地と、令和 3 年 5 月 15 日から既に利用権設定している農地である。第 2 号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用配分計画（案）についての市長からの意見照会である。担い手については、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規程に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、議案説明資料のとおり、農用地利用配分計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号 17 番、20 番以外については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）対して、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号について原案どおり決定する。

### 議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 3 号議案は、件数 3 件、筆数 3 筆、面積 3,009 m<sup>2</sup>についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 3 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 3 番について報告する。12 月 18 日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、現在 46 歳で、農業従事日数は 300 日、約 11.5 アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況はトラクター 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 1 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切

に管理されており、今後の作付けはサツマイモの予定である。  
以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。  
慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から3番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

#### 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に  
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数1件、筆数1筆、面積327㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地

転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

#### 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の5号議案は、件数15件、筆数22筆、面積11,368.01㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から15番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、調査報告する。12月17日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、昭和59年に設立し、障がい者支援施設を運営している。現在、同法人は複数の河川が合流する地形の周辺で障がい者支援施設を運営しており、過去に何度も浸水被害を受けていることから、浸水被害を受けな

い場所での支援施設の新築を計画した。そこで、申請地が適地であると考え、障がい者支援施設の建築を行うとの申請である。排水については、合併浄化槽を経て、東側道路に埋設されている雑排水管へ放流する計画である。雨水については、システム貯留槽と浸透トレンチを設置する計画である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号12番について、調査報告する。12月17日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、平成15年に設立し、解体工事を主な業務としている。現在、同法人が借り受けて使用している資材置場があるものの、それぞれの資材置場が分散していることで業務の効率が低下しており、地権者の都合により借り受けている資材置場を返却せざるを得なくなったことから候補地を探していたところ、申請地が見つかったため、資材置場として使用したいとの申請である。雨水については敷地内浸透処理を行う計画である。以上のことから、地元の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から15番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号11番と12番について

は、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第456回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和4年1月5日

---

議 長 石 川 秀 夫

---

委 員 若 海 玄 平

---

委 員 竹ノ谷 敏 彦

---

委 員 田 中 あきえ

---